

## 君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務 企画提案実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務を委託する事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザル参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

### (提案者の参加方法)

第2条 企画提案に参加を希望する者は、本要領及び別に定める「君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務企画提案募集要項」に基づき、必要な手続きをとるものとする。

### (審査・選定方法)

第3条 別に定める「君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務企画提案選定委員会設置要領」により設置された選定委員会が、別に定める「君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務企画提案審査要領」により最優秀提案者を選定する。

### (受注者の決定)

第4条 県は、選定された最優秀提案者を委託先候補として決定する。

### (その他)

第5条 この要領で定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和7年6月5日から施行し、第3条の審査及び選定が完了したときに、その効力を失う。